

平成27年3月1日制定

一般社団法人地域包括ケア支援事業連合会
会 員 規 程

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人地域包括ケア支援事業連合会（以下、「当法人」という）定款第3章に規定する会員についての必要な細則を定める。

(入会)

第2条 当法人に入会を希望する個人および団体は、当法人ホームページの入会申込のページまたは入会申込用紙より入会申込をする。

2 会員の入会金及び年会費は下記とする。

入会金 ¥100,000

年会費 ¥100,000

3 当法人事務局（以下、「事務局」という）は、代表理事に入会希望者の入会承認を求める。

4 事務局は、入会が承認された時点で会員番号を通知し、入会金及び年会費の納入案内をする。

5 事務局は、入会が承認されなかった場合は、その旨本人に通知する。

(会費)

第3条 前条に規定する年会費は、指定の方法で事前に1年分を一括納入する。

2 年会費の有効期間は、入会が承認された時点（又は納入日）から当該年度末（12月末）までとする。

(会員情報の変更手続き)

第4条 会員に住所・氏名（団体名）・電話番号・メールアドレスなどの変更があった場合は、当法人ホームページの変更届のページまたは変更届用紙より変更連絡する。

(退会)

第5条 退会を希望する会員は、退会日までの会費などを清算した上で退会届を代表理事宛に提出して退会することができる。

2 特段の理由がない限り、退会日から1年間再入会できない。

(休会)

第6条 会員は、合理的な理由がある場合、休会を申し出ることができる。

2 休会するときは、理由を付した休会届けを代表理事宛、提出する。

3 休会中は、会費を免除する。

4 休会中は、会員としての権利を行使することはできない。また、会員としてのサービスを受けることはできない。

5 休会の期間は最大2年とする。2年を超える場合は、理事会は退会として処理することができる。

(義務)

第7条 会員は当法人の目的および規程を遵守し、当法人の活動を支援しなければならない。

2 会員は住所、氏名（団体名）や登録内容に変更が生じた場合、直ちに当法人に届け出なければならない。

(会員譲渡の禁止)

第9条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(著作物の利用禁止)

第10条 会員は、当法人が承認をした場合を除き、当法人が有する著作物を複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(罰則)

第11条 当法人の定める遵守事項に違反し、当法人の名誉を毀損するなどの損害を与えた者は、その違反内容によって、口頭による注意、文書による注意、資格停止、除名等の処分を科せられることがある。

附 則

1 この規定は平成27年3月1日から実施する。

以上